平成２９年（フ）第８０６号
大阪府豊中市三和町４丁目９番27号
破産者　西端捺染株式会社
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５６号
大阪府門真市大倉町16番14号
破産者　松下商業印刷株式会社
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００４号
奈良市学園大和町２丁目200番地の３ダイヤハイツ学園前Ａ―208号
破産者　株式会社ＴＳオフィス
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４１号
大阪市天王寺区上本町６丁目８番９号
破産者　株式会社ドット
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３１号
大阪市中央区平野町１丁目８番７号
破産者　コンティ・サポート・グループ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９４号
大阪府寝屋川市河北中町７番25号
破産者　株式会社ｍｙｕ
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７０号
大阪府摂津市新在家１丁目27番３号
破産者　有限会社武藤電機製作所
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０号
岩手県二戸市福岡字落久保６番地
破産者　有限会社玉川タクシー
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１２号
茨城県古河市桜町10番45号
破産者　日幸空調有限会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３０８号
千葉県四街道市さちが丘１丁目１番10号
破産者　ジャパンワンダーケミカル株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４３１３号
東京都港区西新橋３丁目５番９号
破産者　株式会社ケイズプロダクションヨン
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４７２号
埼玉県戸田市本町１丁目４―16―204
破産者　佐久間正則
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３号
東京都町田市上小山田町479番地１Ｋ＆Ｍマンション209
破産者　堀内　浩一
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８７号
東京都福生市武蔵野台２丁目12番地第３市営５―202、開始決定時の住所東京都福生市武蔵野台２丁目３番地６パールマンション302号室
破産者　遠藤美幸こと　チンズイチン　陳瑞珍
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２５号
埼玉県入間市大字小谷田855番地30
破産者　ＴＫＫ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２６号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田43―１
破産者　早乙女　忠
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２５９号
横浜市西区平沼２丁目９番地16
破産者　有限会社ビショップクリエイト
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡３丁目26番33―103号
破産者　酒井鉄筋有限会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１２６号
富山市砂町２番１号
破産者　株式会社立山でんぶ本舗
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７２号
岡山市北区撫川1298番地
破産者　有限会社キッチンママフーズ
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７３号
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7570―157、住民票上の住所岡山市北区撫川1298番地
破産者　浅野　一夫
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部